

まちづくりだより

第一整備地区

第31号

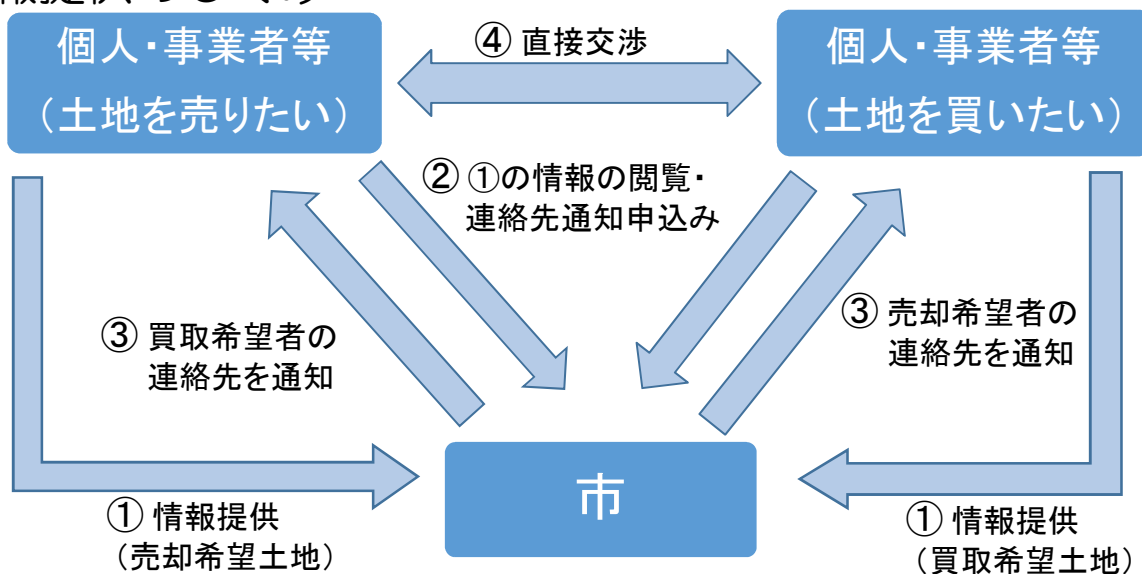
土地の売買意向に関する情報提供について

**土地を「売りたい」「買いたい」方の情報を提供いたします。
当事務所へのご連絡をお待ちしております。**

事業の再建期間中、地権者の皆様から様々なご要望をいただいておりますが、「持っている土地を売りたいが買い手が見つからない」など、第一整備地区内の土地の売買に関するご相談も多くいただいております。

市が直接、土地取引に関与することはできませんが、ご相談の内容や第一整備地区の現状を踏まえ、一定期間、地権者の皆様等を対象に、第一整備地区内の土地の売買意向に関する情報提供を行います。

◆情報提供のしくみ



- ① 「売りたい」又は「買いたい」土地の情報を市にご提供していただきます。
 - ② 市が集約した①の情報を市ホームページ等で閲覧し、情報提供者と連絡が取りたい場合は、市に申込書をご提出していただきます。
 - ③ 市から両者にお互いの連絡先を通知します。
 - ④ 通知された両者間で直接交渉していただきます。
- ※ 交渉、売買、契約等について、市は直接関与いたしません。
 ※ ①において個人情報の取扱いに同意いただきます。
 ※ ②の閲覧・申込みは、①を経なくても行えます。
 ※ ②の閲覧時には、氏名・連絡先等の個人情報は公開しません。
 ※ 土地の売買にあたっては、宅建業者に仲介を依頼することをお勧めします。

○対象の土地 : 麻溝台・新磯野第一整備地区内の土地

○取組期間 : 本事業に関する土地利用意向調査（本年度実施予定）の市への提出期限までを予定（提出期限は別途お知らせいたします。）

○情報閲覧方法 : ・市ホームページ《市ホームページからページ番号「1023878」で検索》
 ・麻溝台・新磯野地区整備事務所窓口
 ・現場事務所（現場事務所での閲覧は事前にご連絡ください）

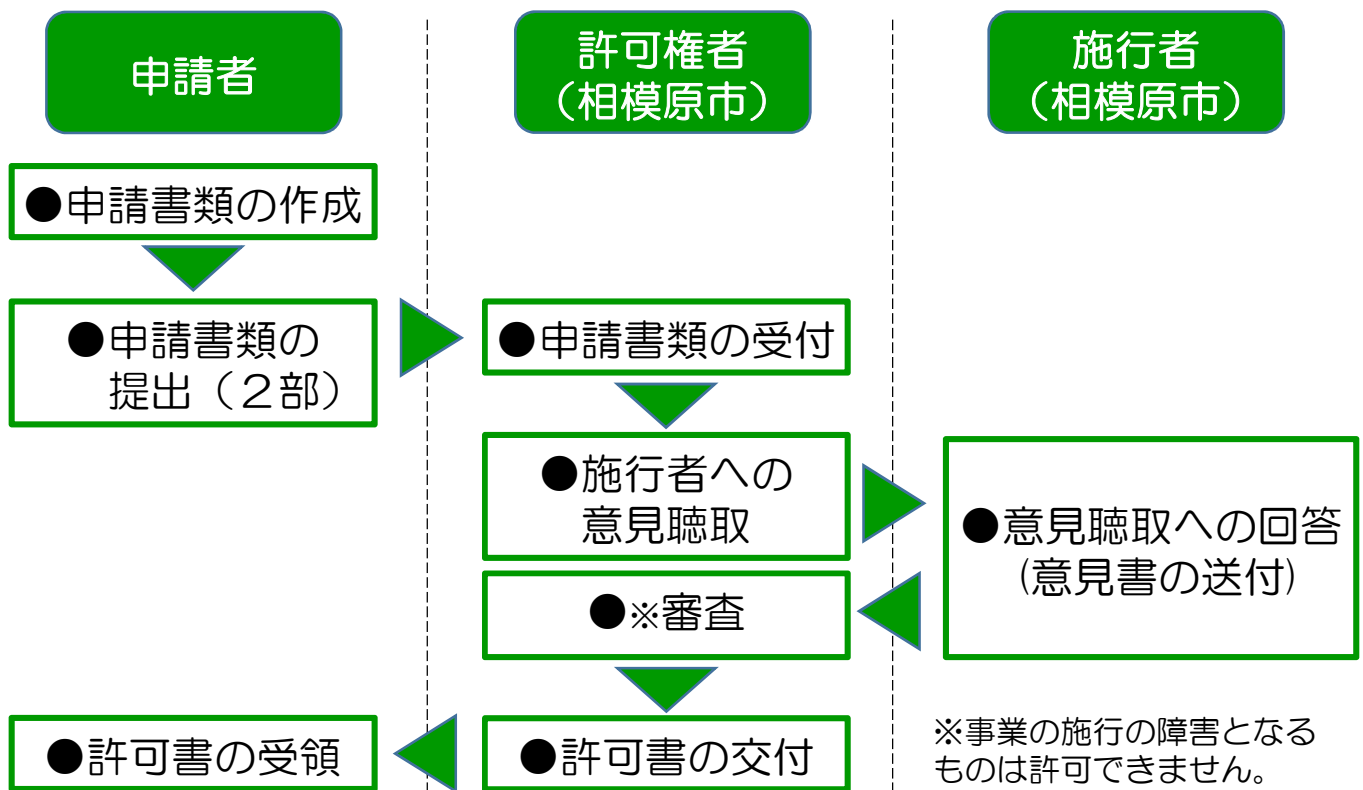
土地区画整理法第76条の制限・申請について

当地区では、土地区画整理法第76条第1項に基づき建築行為等が制限され、現在、使用収益が停止されていない土地について、建築行為等を行う場合には、相模原市長の許可が必要となります。

《制限の対象となる建築行為等》

- 土地の形質の変更（盛土、切土、埋立等）
- 建築物やその他の工作物（土留/擁壁等）の新築、改築若しくは増築
- 移動の容易でない物件（5トンを超えるもの）の設置若しくは堆積

土地区画整理法第76条第1項の認可申請手続きの流れ



事業区域内の安全管理等について

事業区域内の安全管理等については、職員による現場のパトロールを含め、適切に行っております。お気づきの点等がございましたら、ご連絡ください。

権利者変動等に伴う届出について

引越し等による住所の変更や、土地区画整理事業区域内の土地の売買、相続等による所有権の変更があった場合は、当事務所までご連絡ください。

事業に関するご意見やご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

発行 相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 麻溝台・新磯野地区整備事務所
〒252-5277 中央区中央2-11-15 相模原市役所第1別館3階
TEL：042-769-9254（事業計画・補償等に関すること）
TEL：042-707-7184（分別工事・調査・現場管理に関すること）
FAX：042-754-8490